

共同研究契約書

独立行政法人国立高等専門学校機構呉工業高等専門学校(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、次の各条によって共同研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。

(定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、第5条に規定する共同研究完了通知書で成果として認定された本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する通常実施権又は専用実施権、実用新案法に規定する通常実施権又は専用実施権、意匠法に規定する通常実施権又は専用実施権
 - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権又は専用利用権
 - 三 種苗法に規定する通常利用権又は専用利用権
 - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて実施をする権利

五 プログラム等の著作権に係る著作物について実施をする権利

六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて実施をする権利

5 本契約書において「研究担当者」とは、甲に属する別表第1に掲げる者及び第4条第3項に該当する者をいう。

6 本契約書において「共同研究者」とは、乙に属する別表第1に掲げる者及び第4条第3項に該当する者をいう。

7 本契約書において「研究協力者」とは、別表第1及び第4条第3項に掲げる者以外の協力者をいう。

(共同研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、次の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容
- (4) 研究分担(別表第1のとおり)
- (5) 研究スケジュール
- (6) 研究実施場所
- (7) その他

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

(研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究担当者及び共同研究者として参加させるものとする。

2 甲は、乙の共同研究者のうち、甲の研究実施場所において、本共同研究に従事させる者を共同研究員として受け入れるものとする。

3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者又は共同研究者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(共同研究完了報告書の作成)

第5条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、速やかに共同研究完了報告書を取りまとめるものとする。

(ノウハウの指定)

第6条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して3年以上10年以内とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(経費の負担)

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる経費を負担するものとする。ただし、本共同研究の内容が変更されたときは、当該経費(受入研究者指導料(以下

「研究指導料」という。)を除く。)を増額又は減額することができる。

(経費の納付)

第8条 乙は、別表第2に掲げる乙に係る直接経費、間接経費及び研究指導料を甲の発する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。

2 乙は、所定の納付期限までに前項の経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(経費の経理)

第9条 前条の経費の経理は、甲が行う。ただし、乙は、この契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は、乙から閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(設備等の帰属)

第10条 別表第2に掲げる経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第11条 甲は、別表第3に掲げる甲に係る施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第3に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもって、その保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第12条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は、その責を負わないものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う経費等の取扱い)

第13条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第8条第1項の規定により納付された経費(研究指導料を除く。)の額に不用が生じた場合は、乙は、甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は、乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2 甲は、研究期間の延長により納付された経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する経費を負担するかどうかを決定するものとする。

3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(知的財産権の出願等)

第14条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い、発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通報しなければならない。

2 本共同研究の実施により得られる知的財産権の甲の持分は、甲又は研究担当者に帰属するものとする。なお、当該知的財産権のうち、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及びプログラム等の著作権の帰属については、それぞれ甲又は研究担当者に帰属するものとする。

3 甲及び乙は、研究担当者及び共同研究者との本共同研究による発明等に係る知的財産権のうち、研究担当者の持分を前項の規定により甲がすべて承継した場合において、当該知的財産権に係る出願等を行おうとするときは、発明者等の貢献割合による持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約に従って、甲及び乙が共同で出願等を行うものとする。

ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙が単独で出願等を行うものとする。

4 研究担当者又は共同研究者が相手方の情報又は協力等によらないで、それぞれ独自に発明等を行った知的財産権は、当該発明等を行った当事者側に帰属するものとする。この場合において、甲又は乙が当該発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）を単独で出願等を行うときは、当該出願手続き及び権利保全に要する費用は、当該出願等を行う者が負担するものとし、当該出願等の前に、書面により相手方の同意を得るものとする。

5 前項の規定にかかわらず、当該知的財産権を甲及び乙の共有とすることができる。この場合において、甲及び乙は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議の上、第3項に規定する共同出願等契約に定めるものとする。

6 乙は、発明等が共同研究者と共有することとなった場合の当該出願等について、当該共同研究者と協議の上、別途定めるものとする。

（外国出願）

第15条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の出願、設定登録、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、協議の上、行うものとする。

（独占的实施）

第16条 甲は、第14条第4項の規定により甲に承継された知的財産権（著作権及びノウハウ並びに本条第3項に規定するものを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。）を、次条に定める場合を除き、自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から独占的に実施したい旨の通知があった場合には、独占的な実施を認め、又は許諾することができる。この場合において、甲は、乙又は乙の指定する者と別途実施許諾契約を締結する。

2 前項に規定する独占的实施権の実施期間（以下「独占的实施期間」という。）は、当該知的財産権の実施許諾契約の締結日から10年間とする。ただし、乙又は乙の指定する者から申し出があった場合には、甲乙協議の上、3年を限度として、延長することができるものとする。

3 甲は、甲及び乙の共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）を、次条に定める場合を除き、自己実施せず、かつ、乙から独占的に実施したい旨の通知があった場合には、独占的な実施を認めることができる。

4 前項の共有に係る知的財産権の独占的实施期間は、乙と当該共有に係る知的財産権に関する契約の締結日から10年とし、乙から申し出があった場合には、甲乙協議の上、必要に応じて、延長又は短縮できるものとする。

5 甲は、共有に係る知的財産権を、次条に定める場合を除き、自己実施せず、かつ、乙の指定する者から独占的に実施したい旨の通知があった場合には、独占的な実施

を認めることができる。

- 6 前項の共有に係る知的財産権の独占的实施期間は、乙の指定する者と当該共有に係る知的財産権の実施許諾契約の締結日から10年を限度とする。この場合において、第2項ただし書の規定は、本項に準用する。

(第三者に対する実施の許諾)

第17条 甲は、甲に承継された知的財産権について、乙又は乙の指定する者に独占実施を認めていない場合には、乙又は乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に当該知的財産権の実施を認めることができる。

- 2 甲は、甲に承継された知的財産権について、乙又は乙の指定する者に独占実施を認めている場合において、前条に規定する独占的实施期間の第4年次以降において、正当な理由なく実施しないときは、第三者に対し、当該知的財産権の実施を認めることができる。この場合、甲は、あらかじめ乙又は乙の指定する者に通知するものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の同意を要しない。

- 3 前項の規定は、乙又は乙の指定する者が共有に係る知的財産権を第16条に規定する独占的实施期間の第4年次以降において、正当な理由なく実施しないときについて、準用する。

- 4 乙は、共有に係る知的財産権を出願等したときから第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。この場合、甲は、前3項の場合を除き、甲に承継された知的財産権及び共有に係る知的財産権を自己実施せず、かつ、第三者に実施許諾しない。

(持分の譲渡等)

第18条 甲は、甲に承継された知的財産権又は共有に係る知的財産権の持分を乙又は乙が指定した者に限り、譲渡又は専用実施権の設定ができるものとし、別途締結する譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。ただし、甲に承継された知的財産権に係る専用実施権については、特許権成立後に設定するものとする。

- 2 甲は、乙以外の者への共有に係る知的財産権の持分の譲渡又は専用実施権等の設定に当たっては、あらかじめ乙の書面による同意を得なければならない。

(実施料等)

第19条 甲は、乙又は乙が指名する者に甲に承継された知的財産権に係る独占的な実施を認める場合又は専用実施権等を設定する場合は、実施料、契約一時金又は最低実施料(以下「実施料等」という。)を徴収することができるものとする。

- 2 甲は、乙又は乙が指名する者に共有に係る知的財産権に係る独占な実施を認める場合又は専用実施権等を設定する場合は、実施料等を徴収することができるものとする。ただし、乙が乙の指定する者からの実施料の支払いを求めることを甲に申し入れた場合は、当該実施料等を甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

- 3 前2項に規定する実施料等の金額、支払方法等については、実施許諾契約又は専用実施権等設定契約の締結時において、甲乙協議の上、定めるものとする。

- 4 甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

(特許料等)

第 20 条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権に関する出願等費用、特許料等(以下「出願等費用」という。)をそれぞれ持分に応じて負担するものとする。

2 甲又は乙は、前項に規定する出願等費用を負担しないときは、当該知的財産権に係る自己の持分を相手方に譲渡することができるものとし、その旨の「譲渡証書」を相手方に提出するものとする。

(情報交換)

第 21 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を書面により相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2 提供された資料は、相手方から返還の申し入れがあった場合、本共同研究完了後又は本共同研究中止後、相手方に返還するものとする。

(秘密の保持)

第 22 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、別表第 1 の研究担当者及び共同研究者以外に開示、漏洩してはならず、また、本共同研究以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者又は共同研究者がその所属を離れた後においても、保持する義務を負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

3 前項の有効期間は、第 3 条に規定する本共同研究の開始日から研究完了後又は研究中止後 5 年を経過する日までとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の取扱い)

第 23 条 甲及び乙は、本共同研究完了(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して 2 ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果(研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果)について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること(以下「研究成果の公表等」という。)ができるものとする。ただし、高等専門学校の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

2 前項の場合、甲又は乙(以下「公表希望当事者」という。)は、研究成果の公表等を行おうとする日の 30 日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の成果であることを明示することができる。

- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは、当該通知受理後 30 日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、また、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。
- 4 公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 5 第 2 項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第 24 条 甲又は乙のいずれかが、本共同研究遂行上、研究担当者及び共同研究者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者及び共同研究者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

- 2 甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう、また、研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
- 4 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第 14 条の規定を準用するものとする。

(契約の解除)

第 25 条 甲は、乙が第 8 条第 1 項に規定する乙に係る直接経費、間接経費及び研究指導料を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後 20 日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第 26 条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者、共同研究者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第 27 条 本契約の有効期間は、第 3 条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第 5 条及び第 6 条、第 13 条から第 23 条、第 25 条及び第 29 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第 28 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 29 条 本契約に関する訴えは、甲を所在地とする広島地方裁判所の管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成〇年〇月〇日

(甲)住所 広島県呉市阿賀南2丁目2-11
独立行政法人国立高等専門学校機構
呉工業高等専門学校契約担当役
事務部長 ○○○○ 印

(乙)住所
○○○○ 印

別表第1（第1条，第4条，第22条関係）

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
甲			
乙			

（注意）研究代表者には，氏名に※印を付すこと。また，共同研究員には，氏名に◎を付すこと。

別表第2（第7条，第8条，第10条関係）

区分	直接経費	間接経費	研究指導料
甲	円		
乙	円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)	円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)	(210,000円×○人) (うち消費税額及び地方消費税額 円)
合計	円	円	円

（注意）共同試験研究促進税制による税額控除の申告を予定している場合は，直接経費の内訳を明記する必要がある。

別表第3（第11条関係）

区分	施設の名称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
甲				
乙				

（注意）本様式により難しい場合は，適宜，条項の追加及び修正等により処理するものとする。